

平成22年加美町議会第3回定例会会議録第2号

平成22年9月8日（水曜日）

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 下山孝雄君 | 2番 | 尾形明君 |
| 3番 | 三浦英典君 | 4番 | 三浦又英君 |
| 6番 | 木村哲夫君 | 7番 | 近藤義次君 |
| 8番 | 吉岡博道君 | 9番 | 工藤清悦君 |
| 10番 | 一條寛君 | 11番 | 佐藤善一君 |
| 12番 | 米木正二君 | 13番 | 沼田雄哉君 |
| 14番 | 猪股信俊君 | 15番 | 新田博志君 |
| 17番 | 高橋源吉君 | 18番 | 伊藤由子君 |
| 19番 | 伊藤信行君 | 20番 | 一條光君 |

欠席議員（2名）

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 5番 | 澁谷征夫君 | 16番 | 伊藤淳君 |
|----|-------|-----|------|

欠員なし

説明のため出席した者

| | |
|----------|-------|
| 町長 | 佐藤澄男君 |
| 副町長 | 森田善孝君 |
| 総務課長 | 早坂宏也君 |
| 会計管理者兼課長 | 柳川文俊君 |
| 政策推進室長 | 今野幸伸君 |
| 危機管理室長 | 早坂俊一君 |
| 庁舎建設準備室長 | 猪股清信君 |
| 企画財政課長 | 吉田恵君 |
| 町民課長 | 畠山和幸君 |
| 税務課長 | 竹中直昭君 |

| | |
|------------------|-----------|
| 特別徴収対策室長 | 渡 邊 光 彦 君 |
| 農 林 課 長 | 猪 股 雄 一 君 |
| 農業振興対策室長 | 早 坂 安 美 君 |
| 森林整備対策室長 | 高 橋 洋 君 |
| 商工観光課長 | 佐 藤 勇 悦 君 |
| 建 設 課 長 | 早 坂 忠 幸 君 |
| 保健福祉課長 | 早 坂 仁 君 |
| 子育て支援室長 | 早 坂 律 子 君 |
| 地域包括支援 センター所長 | 高 橋 ちえ子 君 |
| 上下水道課長 | 高 橋 行 雄 君 |
| 小野田支所長 | 早 川 栄 光 君 |
| 宮崎支所長 | 猪 股 忠 一 君 |
| 総務課長補佐 | 佐 藤 敬 君 |
| 教 育 長 | 土 田 徹 郎 君 |
| 教育総務課長 | 佐 竹 久 一 君 |
| 社会教育課長 | 鈴 木 啓 三 君 |
| 体育振興課長 | 大 類 恭 一 君 |
| 農業委員会会長 | 兔 原 伸 一 君 |
| 農業委員会事務局長 | 鈴 木 裕 君 |
| 代表監査委員 | 小 山 元 子 君 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 高 橋 啓 君 |
| 次 長 | 熊 谷 和 寿 君 |
| 主 査 | 橋 本 幸 文 君 |
| 主 査 | 佐 藤 礼 実 君 |

議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 第 3 報告第 6 号 平成 2 1 年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について
- 第 4 議案第 5 2 号 加美町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 3 号 加美町立認定こども園設置条例の制定について
- 第 6 議案第 5 4 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 5 号 加美町教育施設等整備基金条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 6 号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 5 7 号 加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 5 8 号 定住自立圏形成協定の締結について
- 第 1 1 議案第 5 9 号 加美町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 1 2 議案第 6 0 号 加美町辺地総合整備計画の変更について
- 第 1 3 議案第 6 1 号 字の区域を新たに画することについて
- 第 1 4 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（小野田支所耐震補強等工事）
- 第 1 5 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度加美町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 6 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度加美町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 8 議案第 6 6 号 平成 2 2 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 6 7 号 平成 2 2 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 6 8 号 平成 2 2 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 6 9 号 平成 2 2 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第24 議案第72号 平成22年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第73号 平成22年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第74号 平成22年度加美町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第75号 平成22年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第28 認定第1号 平成21年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第2号 平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第30 認定第3号 平成21年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第31 認定第4号 平成21年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第32 認定第5号 平成21年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 認定第6号 平成21年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第34 認定第7号 平成21年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第35 認定第8号 平成21年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第36 認定第9号 平成21年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第37 認定第10号 平成21年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第38 認定第11号 平成21年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第39 認定第12号 平成21年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第40 認定第13号 平成21年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで

午前10時00分 開議

○議長（一條 光君） おはようございます。本日は大変御苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

会議を始める前に、町長から発言の申し出があります。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。

開会前ですが、昨日御報告を申し上げておりました9月6日の突風による被害発生状況報告について、議長の許可をいただきまして、御報告をさせていただきます。

加美町議会第3回定例会2日目でございますが、きょうもよろしくお願いを申し上げます。

鳴瀬四日市場を中心とした突風による被害状況等について、被害状況が確定いたしましたので御報告を申し上げるものでございます。お手元に被害別調書と県に報告いたしました被害状況報告の確定を配布しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

被害の状況を見ますと、鳴瀬地区の四日市場宿、四日市場沖、下新田上、平柳の四つの行政区にわたっております。人的な被害はありませんでしたが、家屋の被害は、一部損壊1件、作業場の屋根等が20件、樹木の倒木は19件で59本となっております。昨日の調査により被害状況を確認し、宮城県への報告をもって午後5時に災害対策本部を廃止といたしました。なお、仙台管区気象台の発表によりますと、四日市場地区の突風をもたらした現象は「ダウンバースト」と推定し、平柳地区は特定はできなかったということでもございました。

以上、開会に先立ちまして御報告させていただく次第であります。よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は18名であります。5番澁谷征夫君、16番伊藤 淳君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、10番一條 寛君、11番佐藤善一君を指名いたします。

日程第2 報告第 5号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（一條 光君） 日程第2、報告第5号専決処分した事件の報告についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第5号専決処分した事件の報告について御説明申し上げます。

本案件は、平成22年5月13日午後4時ごろ、加美町字旧館1番地内の町道交差点内で公用車、住民バスであります。交差点に進入する際、相手側車両が右側から低速で走行し交差点に向かっていることから、また相手側道路には一時停止標識が設置されていることから停止すると予測し、交差点に進入したが、相手側車両が一時停止せずにそのまま進入してきたため、公用車の右側面と相手側車両が衝突し損害を与えたことに対し、過失割合が町20%、相手側が80%により賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第181条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」）の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて、報告第5号専決処分した事件の報告についてを終了いたします。

日程第3 報告第6号 平成21年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について

○議長（一條 光君） 日程第3、報告第6号平成21年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第6号平成21年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社陶芸の里宮崎振興公社の平成21年度事業報告並びに決算は、既に配付しております第12期決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） わかる範囲で結構なんです、バスの運送料について、運行回数など。

「町内送迎及び一般貸切の運行回数です」と書いてありますが、内訳といいますか、町内は幾ら、一般貸切は何回とか金額とか、もしわかればお願いいたします。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長でございます。お答えいたします。

バスの運送の事業につきましては、指定管理料の中に入っていて、独自で振興公社で行っている部分でございますので、町としては回数とか費用とかは把握しておりません。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） 当期の純利益が500万円ほど出ているんですが、指定管理料とこの利益が出たもののバランスというのは今後どうなされていくつもりなのか教えていただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長、お答えいたします。

指定管理料と決算剰余金との関係ということでございますけれども、指定管理料につきましては、平成20年度が2,898万円、21年度が3,000万円ちょっとということで、21年度が105万円ほど増加しております。これは20年度にガソリンの高騰がございましたので、21年度で若干多目に見たという経緯がございますけれども、22年度の当初予算では2,795万1,000円ということで207万9,000円ほど減額をしております。ですから、剰余金のあるなしではなくて、単年度ごとの事業の内容を見てこちらで精査して、指定管理料として協議して支払いをしているということでございますので、了解をお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） いつだったか日にちは忘れましたが、議員全員の引き出しに陶芸の里の管理担当者の行状についてお手紙があって、それをきちんと調べて対処せよというふうな手紙をみんないただいたと思えますが、それに対してはどのように対処されたのか、お聞かせください。

○議長（一條 光君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤勇悦君） 商工観光課長です。

議員さん方に回ったという文書は、町の訪問では把握はしておりません。ただ、昨年6月30日と7月1日にかけて、町の方で監査委員が公社の方に監査で入っております。その中で経理の状況とか役員に対するいろいろな記念品云々というのがそこで指摘されている部分がございます。それで、21年度の総会の時点で、22年度から役員の待遇とか経理の仕方、そ

の辺の指摘に対して改善の報告書は上がってきておりますので、経営に関しましてはかなり改善されてきているという報告が今回上がってきていますので、参考までにお知らせしたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成21年度株式会社陶芸の里宮崎振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 議案第52号 加美町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第52号加美町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第52号加美町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案件は、町民等と行政機関との間の申請や届け出等の行政手続につきまして、従来の書面によることに加えて情報通信技術の利用、いわゆるインターネットを通じて可能とするための手続に係る共通事項を条例で定めるものであります。

具体的には、宮城県と県内の24市町により宮城電子申請サービスのシステムを整備しており、そのシステムにより住民票写しの交付申請や一般競争入札等参加資格申請などの申請手続を加美町のホームページから申請できるようになるものであります。

申請手続のできる項目は15項目を予定しておりますが、受領につきましては、これまでと同様に窓口での受領となるものです。

平成22年10月から一部の利用を開始し、平成23年4月から本格利用を予定しております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 今の説明ですと県内24市町村ということで、同じ時期に同じようなシステムで、そのときに町の負担とかそういった費用として発生するものがあるんでしょうか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

宮城県と仙台市を含む24市町村で、開始時期につきましては7月1日からやっている市町村もございまして、あと時期によって8月、大崎市なんかは8月1日から、あるいは加美町みたいに10月1日からという形で、業務もそれぞれ本年度から開始すると。共同システムの開発でございまして、経費につきましては22年7月から27年1月までのシステム開発費として県全体で9,261万円かかると。そのうち加美町が負担するのが84万5,490円。それを22年から27年の5カ年で払うということで、13万9,000円を当初予算のシステム委託費の方で計上しているところでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号加美町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第52号加美町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5 議案第53号 加美町立認定こども園設置条例の制定について

日程第6 議案第54号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 加美町教育施設等整備基金条例の一部改正について

日程第8 議案第56号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第57号 加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第5、議案第53号加美町立認定こども園設置条例の制定について、日程第6、議案第54号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第55号加美町教育施設等整備基金条例の一部改正について、日程第8、議案第56号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第57号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正について、以上5件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第5、議案第53号から日程第9、議案第57号までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第5、議案第53号から日程第9、議案第57号までを一括議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第53号加美町立認定こども園設置条例の制定について、議案第54号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第55号加美町教育施設等整備基金条例の一部改正について、議案第56号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について、議案第57号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正については、関連いたしますことから一括して御説明申し上げます。

本案件は、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条の規定に基づき、0歳から小学校就学の始期に達するまでの子供に対し、その成長と発達を見据えた一貫した幼児教育と保育を実施し、健康で豊かな心を持つ子供を育てていくとともに、子育て家庭に対する育児を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、学校教育法に規定する幼稚園と児童福祉法に規定する保育所の機能をあわせ持つ加美町立認定こども園を設置するものであります。

今回町が設置いたします認定こども園につきまして、その概要を御説明いたします。なお、これより先は「こども園」と省略をさせていただきます。

こども園は、小野田幼稚園と小野田東保育所をあわせた「おのだひがし園」、西小野田幼稚園と小野田西保育所を「おのだにし園」、また宮崎幼稚園と宮崎保育所は同一施設に入っておりますが、これが「みやざき園」となり、計3園となります。

こども園を設置することによります具体的な特色と効果につきまして、簡単に七つほど挙げさせていただきます。

一つ目は、0歳児から就学前の子供に一貫性のある保育と教育を行うことができることとなります。こども園では、保育園を0～2歳児、幼稚園を3～5歳児と年齢で区分し、加美町認

定こども園全体計画に基づき、0歳児から就学前の子供に一貫した保育と幼児教育を行います。

二つ目は、集団活動や異年齢交流を大切にし、健やかな子供の育ちを支援することです。

三つ目は、こども園の幼稚園は保育に欠ける・欠けないの条件に関係なく利用ができ、保護者の就労にかかわらず利用が可能なことです。

四つ目は、低年齢児の子供の受入れ枠が拡大され、待機児童の解消に有効であることです。

五つ目といたしまして、充実した子育て支援事業で子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場等を提供し、地域に住むすべての子育て家庭を支援します。

六つ目は、町全体の幼児教育・保育の質を向上させます。

最後、七つ目として、保護者の就労状況・希望により利用形態を変更できることとあります。

町では、子育て支援としてこうした特色のあるこども園を導入できないものかと0歳児から就学前の子供の保育・教育のあり方について検討を重ねてまいりました。保護者の皆さんとの話し合いも進めてまいりましたが、一定の御理解を得ましたことから、0歳から就学前の子供が同じ環境のもと一定規模の集団で教育と保育が受けられるように、このこども園の制度の導入を図るものでございます。

将来を担う子供たちを育てる環境を整えることは町の責務でございます。子育てしやすい町として定住人口の増加にも期待をするものであります。

なお、こども園につきましては県の認定が必要となりますが、去る8月31日に宮城県保健福祉部長より直接認定証の交付をいただきました。町議会の御承認を賜りましたら、来年4月1日開園に向け、入園手続など具体的な準備を進めてまいる予定でございます。

こども園の設置条例とあわせまして、関連する一部改正条例案について御説明いたします。議案第54号の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例では、こども園の園医を加える改正、議案第55号の教育施設等整備基金条例では、基金を充当できる施設にこども園を加える改正、議案第56号の学校の設置に関する条例では、こども園に移行する幼稚園を削り賀美石幼稚園とする改正、議案第57号の幼稚園預かり保育の実施に関する条例では、第56号と同じく、こども園に移行する幼稚園を削る改正を行うものであります。

本来であれば、あわせてこども園に移行する保育所を削る加美町保育所条例の一部改正も御提案申し上げるべきところではありますが、鹿原保育所からのこども園の移行につきまして保護者や地区の皆様と話し合いを進めてまいりましたが決定にはいまいし時間が必要であるとのことでありますので、決定次第、こども園に移行する保育所について一部改正条例を御提案申し上げますこととしております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 第53号の認定こども園「みやざき園」についてであります。宮崎の場合はこれまで幼保一体の運営をやっていたものですからスムーズにこれに移行するかと思うんですが、ただそこに今回は子育て支援の機能も果たすということでもあります。子育て支援といいますと、親子の触れ合い、あるいは離乳食の教室を持ったりといろいろな事業があるわけですが、今の施設でそういったスペースがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 保育所のところに子育て支援のお部屋を設けさせていただきます。ただ、そこは限られたスペースになりますので、常時相談とか親子の触れ合いの人数制限もあると思われませんが、そのあたりは可能と思われ。ただ、調理室とかそういう分に限って、栄養指導などにおきましては従来の宮崎福祉センターなど、場所を移動して実施することになると思われ。保育所には給食施設がありますが、保護者の方がその中でつくるということはできませんので、栄養指導とか栄養相談とかそういう子育て事業で使う場合は、近隣の施設に集合して、その場所で実施していくという計画でございます。以上です。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 今子育て支援センターでは放課後の学童保育もやっておりますね。放課後と言いましても午前中でやめるときもあるし、結構登録者も70人ほどいるんですけども、今の体制ではおそらく5時ごろまで2人体制でこども園の方に移行するかと思うんですが、放課後の対応ができるのかなと思うんですけども。園長だけでなく担当あるいは現場で直接責任のあるセンター長なんか、現場を見ておられるんですか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 現在は子育て支援センターと放課後児童クラブを宮崎福祉センターで開催しております。子育て支援センターは保育になりますので、保育士等の技術的な部分の方をお願いしてありますが、児童クラブの場合はその辺は限定されておりませんで、児童のそういうのに御理解していただいている方とか、保育士が携わらなければならないという規定にはなっておりませんので、その辺のところにつきましては今後十分に検討できると思えます。以上です。

○議長（一條 光君） 11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） 今の施設、宮崎幼稚園、あの施設に増設する考えはないですか。とても狭いですから、あれでは。幼稚園と保育所両方一体でやっている今の施設、それにもっとスペースの多い、親子触れ合いする、そういうスペースを増設する考えはないんですか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（早坂律子君） 現在のところは、増設を考えておりません。今後、いろいろ使用していく中で検討することが必要であれば検討していくという方向であります。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） まず、基本的なことなんですが、一つは、要所要所に「教育長が認める」というふうに書いてあるので、これは教育委員会が所管することになるのか。それが第1点。

それと、第4条と第5条なんですが、第4条の入園資格は住民台帳があつて生後6カ月から入学前までということ、あとその下に幼児教育については3歳からとありまして、要するに先ほどの町長の説明でもあったように就労にかかわらず入れるという半面、その下の第5条の保育の実施基準には七つの項目があつて、もともと保育所で決まっていたような、就労していたりとか家族で見られない場合とか、そういったことかと思うんですが、この辺の解釈をお願いしたいんですが。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えさせていただきます。

1点目でございますけれども、認定こども園につきましては、条例の第17条、12ページなんですけれども、事務の委任ということで町長が教育委員会の方に保育の部分を委任することで、教育委員会が所管するというふうになります。

それから、2点目でございますが、第4条と第5条の解釈ということでございます。第4条の第1項でございますが、これは加美町が住民票があつて保育に欠けるという子供たちの受入れ規定でございます。これは今までの保育所の規定をそのまま運用している。それから、第2項でございますけれども、これは3歳から小学校就学前までということで幼稚園で受け入れることになっておりますけれども、この部分につきましては希望があれば入れるということで、就業の形態にかかわらず、ここで受け入れられるという条項になっております。それから、第5条でございますけれども、この保育の実施ということで掲げておりますのは、今まで保育所にありました保育の規定をそのまま伝えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番(木村哲夫君) 確認しますが、幼稚園に入る3歳から小学校までは、だれでもというか、希望があれば入ると。その保育の部分は、住民台帳があって、さらに第5条の規定にのっとっていないとだめだという解釈でよろしいんですか。

○議長(一條 光君) 政策推進室長。

○政策推進室長(今野幸伸君) はい。第4条の第1項で考えておりますのは0歳から2歳児まで。これは保育に欠ける子という形にならざるを得ないものですから、0歳から2歳児までは保育にかける子、それから3歳以降の幼稚園の教育を受ける方は今までの幼稚園の時間帯それから保育所で預かっている時間帯もあわせて選択できるという条項のためにこういうふうになっております。以上でございます。

○議長(一條 光君) 6番木村哲夫君。

○6番(木村哲夫君) 質問の意味は、第4条の第1項の0歳児というか6カ月からの子供たちを受け入れるのは全部受け入れてくれるのか、それとも第5条の保育の実施基準というのをクリアしないとだめなのかというのを伺いたいんですが。

○議長(一條 光君) 政策推進室長。

○政策推進室長(今野幸伸君) 政策推進室長、お答えします。

第1項の規定には月齢6カ月から小学校就学前までの保育に欠ける子という規定でございます。(「そうすると、だれでも……」の声あり) こういう規定に基づいた人しか入れないという。第5条の七つの規定に合わない6カ月から就学前までの子供は入れないということでございます。

○議長(一條 光君) よろしいですか。

ほかに質疑ありましたら。伊藤由子さん。

○18番(伊藤由子君) 11ページの第11条です。先日も教育民生委員会でレクチャーをいただいたときにお話しした経緯があるんですが、第11条に「教育長は」とここにもありますが、「次のいずれかに該当するときは入園を取り消しまたは解除することができる」。1はいいんですけども、2と3の表現について、例えば認定こども園の目的、先ほど町長がお話ししたように、子育て家庭に対する育児を支援する、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的とするというふうにあります。そういった目的が前提であるならば、なるべくどの子も育てていくという立場に立っていただきたいという観点から、「子どもの心身が虚弱で保育に耐えられないと認められたとき」は入れないというふうに簡単にかいてあるわけなんですけど、ここに「子どもの心身が虚弱で長期療養を必要と認められたとき」とか「長期療養が必要なとき」と

というような言葉を補足してはどうか。それから3番の「子どもに感染性のおそれのある伝染病疾患が認められたとき」というこの文章にも、「子どもに感染性のおそれがあり医療行為が必要と認められたとき」というふうな文章を挿入することを検討していただけないのかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。条件の悪い家庭とか子供について、やっぱり見ていく、育てていくという姿勢が必要かなと思って、条文とはこんなものだと、そういうふうには思えないんです。もうちょっと血の通った条文にしてもいいんじゃないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐竹久一君） 教育総務課長、お答えします。

この条項は逆に余り細かいところまでうたっていない方がより臨機応変に判断できるのではないかということでこのような条項にしております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 余り細かくはなっていないと思うんですけども。「子どもの心身が虚弱で」という方が具体的で、「保育に耐えられない」というのもとても具体的だと思うんですが、「子どもの心身が虚弱で長期療養を必要とする」というふうな言葉の方が範囲が広がるかなと私には思われます。下の方も同様に、医療行為が必要だということはだれにとっても納得のいく内容になるかなと思うんですけども、検討の余地がないかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐竹久一君） 医療行為をしなければならないことと、要するに感染のおそれのあるということ、その辺、自宅療養ということも含むものですから、必ずしも医療行為をしなければならない子供だけがというとらえ方でなく、その辺、教育長の判断の中で対処させていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 一過性の場合には休んだりする入園停止とかという対処ができると思うんですが、一過性でなくて、これは長期の場合というふうに判断できる条文だと思うんですが、ということであれば、やっぱり挿入していただけないかなと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐竹久一君） 確かに長期のときということではございます。と申し上げます

のは、結局、授業料とか保育料にかかわってくるものですから、一たんこども園を退所していただいて、長期の場合はですね、お金がかからないような形にする。例えば風邪の場合、感染症といってもその場合は自宅療養あるいは医療行為の中で短期間で、当然これに該当するわけでもありませんけれども、長期的な場合は一たん授業料あるいは保育料のかからない措置をしたいというふうに考えておりますので、ここでうたわせていただきました。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号加美町立認定こども園設置条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第53号加美町立認定こども園設置条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第54号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号加美町教育施設等整備基金条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第55号加美町教育施設等整備基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第56号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第56号加美町立学校の設置に関

する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第57号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第57号加美町立幼稚園預かり保育の実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第58号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（一條 光君） 日程第10、議案第58号定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第58号定住自立圏形成協定の締結について御説明申し上げます。

本案件は、地方の人口減少と少子高齢化が進む中、地方自治体が連携して圏域の生活基盤を確保し、魅力ある生活環境を整備することによって人口の減少を抑え、さらには大都市圏からの人の流れをつくることを目的として、平成20年5月に総務省で取りまとめられた「定住自立圏構想」に基づき、大崎市と定住自立圏形成協定を締結するものであります。

協定書の主な内容といたしましては、大崎市と連携する政策分野を（1）生活機能の強化に関する政策分野、（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、（3）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の三つに大別し、具体的に連携して取り組むべき事業として医療、産業振興、教育、施設利用、消費生活、地域公共交通、情報通信技術、交流・移住、人材育成を掲げているものであります。

また、費用負担につきましては、受益の程度を勘案し、協議の上、定めること、協定を変更する場合においても協議して定めるとともに、議会の議決を経ること、さらに協定の廃止につきましては議会の議決を経た上で他方に通告するものとし、通告があった日から起算して2年を通過した日に効力を失うことなどを定めているものであります。

今後の進め方につきましては、本議案を御承認賜り、大崎市においても同議案が承認された後、両市町において協定締結を行うこととなっております。また、色麻町、美里町、涌谷町においても同様に議案が提案されており、承認の上、大崎市とそれぞれ協定締結を行い、大崎市において共生ビジョンを策定して、来年度から事業を実施することとなっております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 先ほどの町長の説明ですと、料金等は受益に合わせての協議ということで、これからになると思うんですが、その場合、例えば体育館の施設を、今まででしたら町内・町外とかあった規定が一律になるとか、そういう方向なのか。その辺、方向だけでもわかっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

受益の負担と申し上げましたのは、まず定住自立圏共生ビジョンというものがこれからつくられますが、その共生ビジョンに従って、別紙に載っておりますような各事業を行うに当たってかかる経費について特別交付税で措置される。それは中心市が4,000万円で周辺市町は1,000万円を上限にして交付されるというものでございます。圏域住民への普及啓発とかその事業に要する経費として試算されるものでございます。先ほど御質問の、例えば体育館とか文化施設とかそういうものについては、今後の計画といたしましては、現在町民が使う利用と町外の人を使う利用という形で区別されているものについては、協定を結んだ市・町においては、それぞれの市・町の料金で使用できるようにしたいというように話し合っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） ちょっと質問しにくいのでありますけれども、個々の施策について担当で会議があると思うんですけれども、ちょっと気になるのは、例えば急性期救急医療の場合に、今は大崎市民病院に直行で運ばれていたのが、とりあえず加美病院に行ってから回ってきてくださいみたいな話になるようなおそれはないのかとか。それから、過去のいきさつがありますので、例えば中新田の図書館に過去に古川の市民の方が余り来過ぎて、後からカードの発行を自粛したという経緯がありますが、そういうのがまた解除されてしまって古川の方がいっぱい来過ぎてしまわないのかとか。個々の施策について担当者で会議を持つのでしょうか、それは話し合いのもとで決まるのかもしれませんが、そういう心配は出てこないのかどうか、その辺について聞かせていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

大崎市民病院は、これから大崎市で本院を建設いたします。その建設した大崎市民病院を中心として各周辺町の公立病院との連携を深めていくということが目的でございます、そのような御懸念は理解できますけれども、趣旨としてはそういうことではなくて、お互いの機能を高めながら連携していくということで、より使いやすいものにしていこうということが目的でございます。

それから、図書館の件につきましては、私も会議の中で意見を申し上げました。そのようなことがあったということで申し上げました。当時の古川市の図書館が、申しわけないんですが、貧弱だったものですから、古川市の方々が旧中新田の図書館にたくさんお見えになって利用されるということで町民が使いづらくなっているんじゃないかということがありました。そのことを申し上げました。大崎市では、旧合同庁舎のところですが、図書館を建設すると。それも非常に大きな規模の図書館をつくるということで、大崎市としては圏域の皆さんが自由に使える図書館にしたいということがまず一つの大きな目的でございます。そして、できれば周辺の町の人たちも大崎市にない本を加美町小野田、中新田の両図書館にあれば利用できるような形というのをこれから考えていこうと。直接借りるかそれとも図書館を経由して借りるようになるかということで相互に使えるようにしていきたいということで話し合っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 各項目ごとの事務局は、中心市、大崎市に置くわけでしょうか。そして、各周辺市町村との関係を、例えば具体的にグリーン・ツーリズムの推進のところで言っていきますと、今既存のグリーン・ツーリズムを進めている団体とかチームとかが各町村にあるかと思うんですが、その関係等はどういうふうにしていくのか。各項目ごとの事務局は、先ほど言ったように大崎市に置くのか、あるいは大崎市と周辺市町村の職員が集まって、また新たな事務局をつくるのか、そのシステムについて教えてください。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） この協定を結んで、定住自立圏ということでの事務局は大崎市、中心市が担います。ただ、個別の事業、例えば今お話しグリーン・ツーリズムの場合ですと、色麻町さんとか涌谷町さんはやっておりますので、ここは入っておりません。協定を結ぶのは大崎市と加美町、あと大崎市と美里町という形になりますが、例えばグリーン・ツーリズム、加美町のように非常に進んでいるところについて、大崎市が主導権を持ってやるということではございません。たくさん受け入れるときに大崎圏域に来てもらえるような形にするというこ

とで、例えば加美町で受け入れ、それ以上に来たときには大崎市も協力するとか、大崎市で請け負うときは加美町も協力するということがございますし、両方で一緒にやろうということもあります。これは具体的にこれから進めてまいりますけれども、グリーン・ツーリズムというのは非常に農家民泊とか農業体験とか、非常に都市部の子供たちにとって学ぶことが多い大変重要だと思っておりますので、これを連携してお互いにやっていきたいと思いますということでございまして、御懸念されるような大崎市が主導権を持ってやるとか中心市が事務局で全部進めるということではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。1 番下山孝雄君。

○1 番（下山孝雄君） たしか協議会だったと思うんですけども、この内容については一度説明をいただいております。そのときにも伺ったわけなんですけれども、さっきの体制のことについても関連すると思うんですけども、これまで各担当の課長さん方が、取り組む施策分野について集まっておられるということを知りました。どの程度集まって、またここに挙げたものをどの程度具体的にしているか、それをお聞きしたいと思います。

なぜかと言いますと、今、県の機構改革が大分進んでおまして、教育事務所、古川合同事務所とそれから栗原の方が一本化になって北部事務所になるということで、青少年育成とかそういった分野で、今事務局が宙に浮いてしまっているという問題があります。そういった問題に対して、この定住圏の広域で取り組むところに、そういったものに対するサポートはできないのかということをお話ししたんですけども、そういったことをできるかどうか、取り組んでいくかどうか、そういったような考えをお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 定住自立圏構想につきましては、平成21年6月から企画担当課長による研究会を立ち上げて進めてまいりました。そして、ことしの3月に大崎市が中心市宣言を行って、大崎圏域1市4町の市長、町長さん方でこの協定を進めるということで構成メンバーとして、今度はそれぞれの担当課長、ここに掲げております分野のそれぞれの課長さん方でワーキンググループを形成して、取り組む事業について内容を検討してきたということでございます。

まず、町長が最初の提案理由で申しあげましたように、定住自立圏構想いいものは、地域の人口減少、少子高齢化が進む中で、お互いに補完し合いながら人口の減少に歯どめをかける、大都市圏からの人の流れをつくるということが目的でございます。それで、先ほど御質問あったような例えば図書館をみんなで使いやすくしましよとか、文化施設、体育施設も使いやす

いものにしましょう、グリーン・ツーリズムでたくさんの人を圏域で受け入れるようにしていきましよう、医療についてもみんなで連携して、地域住民の方々にいい医療を提供できるようにましようということで始まっております。お互いに協定を結びやすい、進めやすいものからまず協定を結んでいくということで、新たな協定が出てくれば、それについてはその都度、議会にかけて新たな協定をまた結んでいくということでございまして、議員さんがおっしゃるような事務局としての組織としてこれが担うというような形は現在のところ考えておりません。

○議長（一條 光君） 1 番下山孝雄君。

○1 番（下山孝雄君） この目的については、住みよい広域的なまちづくりをしていくということで、いろいろな分野で問題はあると思うんですけれども、今もう地域を超えているということで、例えば3年ぐらい前に大きな事件が古川であったんですけれども、その古川で被害者は栗原の方、事件を起こした方は加美町の、しかも中学生まで入った事件で、かなり凶悪な事件も出ております。そういったことを広域的に取り組んでいく場というのがなければ大変なことになると思うんです。私が思っているのは、そういった張りつけする職員がいて、県がそういった考えで青少年育成とかそういった専門家を置かないで、ここで指導していかないということになれば、こういった事業でやるのも非常に大きな方法ではないかと思うので、そういったこともやっぱり検討していかなければならない。今、事務局を引き受けるということは大変なことだと思うんですけれども、一般の方がボランティア活動でやる、こうやった青少年育成にかかわるようなことは行政が本当はしなければならぬんですけれども、お互いに協働ということで、そうしたらそういった事業についても事務局を持つてお世話するというのも、サポートも、検討してはいいんじゃないでしょうか。そういったことをもう一度答弁お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 質問の趣旨については十分伝わってきております。いろいろな団体があります。大崎圏域1市13町時代から一つになった協議会、スポーツ関係、文化関係、青少年育成関係、これすべてあるわけです。では、これで包括してやるかということになりますと、この定住自立圏構想は中心市を宣言して、1市1町の協定で、できることをお互いこの趣旨に照らして進んでいくことは一生にやりましようということの協定を結ぶということなんです。したがって、その事務局までどうするのかということになると、四つの協定の中に全部盛り込む必要性というものも出てくるわけです。そこまで想定してやっているのかということと、多分そこまでの考えというか、あらゆるものにそういうものを適応させるというところまではいつて

いないのだろうと思います。したがって、この協定は協定として結ぶとして、将来、圏域の、今で言いますと1市4町になっているわけですが、ここの中で広域的に取り組むべき課題は何かということ、こういったものについてどうやって進んでいったらいいのかというようなことは別途考える必要があると私自身も思っています。そんなことで、この定住自立圏構想の範囲を超えるものについての認識というものをお互い首長たちが持ち合わせなければ先に進まないことでもございますから、何かの機会でそういう提議をして進めていきたいと、私自身はそういうふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号定住自立圏形成協定の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第58号定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第59号 加美町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第59号加美町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第59号加美町過疎地域自立促進計画の策定について御説明申し上げます。

本案件は、平成12年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年3月に国会で可決され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、本町においても人口の著しい減少による地域社会の活力低下に歯どめをかけ、総合的かつ計画的な対策を講じることにより地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上及び地域経済の活性化を促進するため計画を策定するものであります。

本計画は、前年度までの過疎対策事業に引き続き、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項で適用される加美町全域をみなし過疎地域とし、平成22年度から平成27年度までの6カ年間

を計画期間と定めており、平成17年度から21年度までの加美町後期過疎地域自立促進計画にかわる新たな計画として、この3月に策定した加美町総合計画実施計画を基本に各種事業を計画的に実施するものであります。

計画策定の諸手続は過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があることから、今定例会に提案するものであります。

なお、お手元に本計画の概要をまとめた資料を配布しておりますので、参考にしていただきたいと思ひます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） この過疎法、6年間の延長。と同時に、施行3年後、見直しも一緒にここに引き継ぎされていると思ひます。そこで、3年後、我が町におきましても20項目、200に上がる事業、途中、新しい事業の組みかえがあったり、あるいは先行しなければならない、あるいは事業仕分けによって廃止をしたり、こういうこと考えられるわけですが、この条文に「3年後見直しもある」とかという文言を入れなくてよろしいのかどうか。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

3年後というのは、過疎計画の見直しというよりも、その中で今回新たに加わったソフトについて見直しを行うということもあり得るということです。つまり、国の方で今回の過疎法にソフトも対象にするということが新たに盛り込まれました。それについて3年後に、そのあり方でいいのかどうかということを見直しをするということでございまして、本計画につきましては3年後ということではなく、毎年ローリングをして見直しは行っていくということでございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号加美町過疎地域自立促進計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第59号加美町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第60号 加美町辺地総合整備計画の変更について

○議長（一條 光君） 日程第12、議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及び施行令の規定により、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の区域と比較して住民の生活水準の著しい格差の是正を図る必要がある地区について総合的かつ計画的に整備を促進するため策定している加美町辺地総合整備計画を変更するものであります。

本計画は、鹿原地区、西小野田地区、旭地区及び上多田川地区の4地区を辺地の指定要件により計画区域とし、平成20年度から24年度までの5カ年を計画期間として、総合的かつ計画的に各種事業を実施するために策定しているものですが、今回計画している各辺地区域の事業費総額、年度ごとの事業計画の事業費及び事業内容の変更と新たな事業を計画に追加することによる変更であります。

この変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、宮城県との協議を経て議会の議決を得る必要があることから、今回議会に提案を申し上げます。

お手元に変更内容について記載した資料を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。15番新田博志君。

○15番（新田博志君） これを見ますと、どこも大して事業費の変更の額の差というのは余りないんですけども、上多田川辺地に関してだけ全部道路関連なんですけれども、全体的に大幅に額が落ちているんですけども、これは何か理由とかあれば教えていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 建設課長です。

上多田川辺地につきましては、皆さんに配付しているんですけども、4路線の事業費、事業年度の変更ということが主な要因でございます。

例えば一つ申し上げますけれども、1番目の滝ノ沢大柳線、これにつきましては、昨年度経済対策等で実施いたしました。その関係で事業も完了していますし、大幅に事業費も短縮できました。ということで、減になっております。

あとの分に関しては、同じく城生山線、一応これ舗装の分なんですけれども、改良分としてはまだ総合計画の方にありますけれども、これも舗装で載せていた分が経済対策で実施したと。そういう内容で事業費の減になっております。以上です。

○議長（一條 光君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第60号加美町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第61号 字の区域を新たに画することについて

○議長（一條 光君） 日程第13、議案第61号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第61号字の区域を新たに画することについて御説明申し上げます。

本案件は、経営体育成基盤整備事業の県営圃場整備事業宮崎北部地区が施行されたことに伴いまして、事業区域内において字の区域を新たに画するものであります。

当宮崎北部地区の事業概要は、受益面積181.3ヘクタール、全体事業費が38億5,100万円であります。平成7年8月に事業採択を受け、15年の歳月により、平成21年度で整備が完了しております。

今回の案件は、当事業によって10アール等の未整備の区域から50アール以上の大区画に整備されたことに伴い、同区域の字の区域を新たに画することによって合理的な換地処分を実施す

ることにより、事業の早期完了を目的とするものであります。

お手元に当該地区の従前及び換地後の字界について記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号字の区域を新たに画することについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第61号字の区域を新たに画することについては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14 議案第62号 工事請負契約の締結について（小野田支所耐震補強等工事）

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第62号工事請負契約の締結についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第62号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案件は加美町小野田支所耐震補強等工事でございますが、昭和46年度に建設した鉄筋コンクリート造り4階建ての施設について、地震防災対策を目的として実施しております耐震診断及び補強設計に基づいた耐震補強工事を行うものであります。あわせて、施設の有効活用を図るため、来年度からJA小野田支店が本施設にて業務を行うことに伴いまして、小野田支所及び農業委員会事務局の執務スペースの改修工事等を実施するものであり、工期を平成23年3月15日までとするものであります。4社を指名して、8月25日に指名競争入札を行った結果、丸か建設株式会社が5,560万円で落札しましたので、同社代表取締役佐々木浩章と工事請負契約を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名業者4社に関する資料とあらかじめ配付しております平面図等を参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号工事請負契約の締結について（小野田支所耐震補強等工事）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議案第62号工事請負契約の締結について（小野田支所耐震補強等工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。